

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月20日

広島市長

提出者

住所 広島市中区富士見町16番20号

氏名 松尾建設株式会社 広島支店

支店長 江越 隆信

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-249-1526

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	松尾建設株式会社 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区富士見町16番20号
計画期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 141,194万円（前年度実績）
③従業員数	16人（令和5年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程図）参照

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	116.82	100									116.82	100	0	50	116.82	100				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	3.15	4									3.15	4	3.15	2	3.15	3				
紙くず		10																		
木くず	8.25	8									8.25	8	8.25	4	8.25	4				
繊維くず		3																		
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず		5																		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	354.23	300									354.23	300	0	100	354.23	300				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
建設混合廃棄物	17.82	20									17.82	20	17.82	10	17.82	15				
合計	500.27	450	0	0	0	0	0	0	0	0	500.27	450	29.22	174	500.27	437	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙(管理体制図)参照

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・舗装工事のため特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・再生可能な仮設材の利用促進 ・材料のプレキャスト化など発生抑制を考慮した工法の採用 ・現場内利用の促進

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・特定建設資材廃棄物の分別
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・廃棄物の種類に応じた分別を行い混合廃棄物を削減する

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	特になし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	特になし

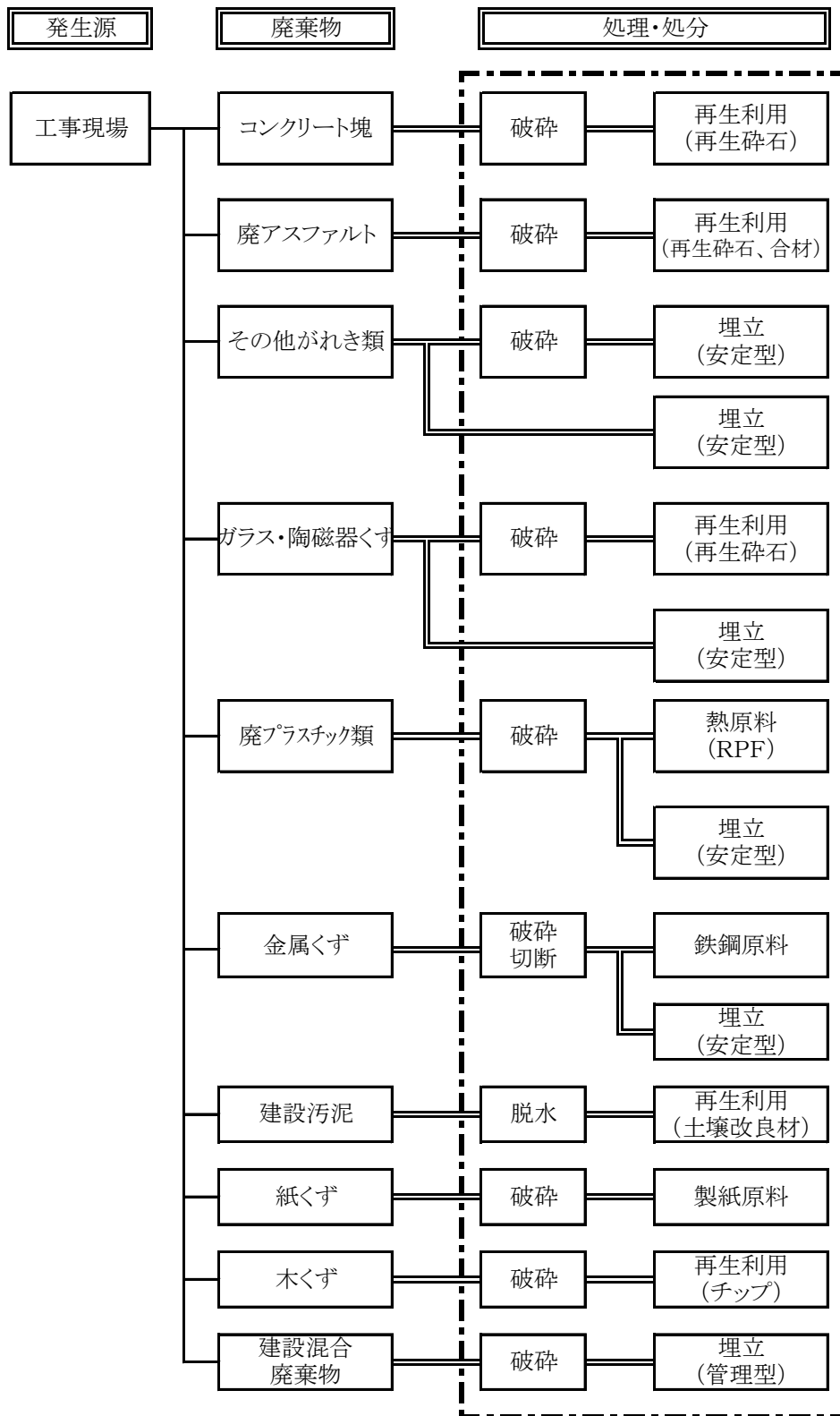
6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特になし
②計画 (今後実施する予定の取組)	特になし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	<ul style="list-style-type: none">・再資源化処理を行う処分業者への優先的な処理委託・優良認定業者の活用・電子マニフェストによる廃棄物処理の管理
②計画 (今後実施する予定の取組)	<ul style="list-style-type: none">・電子マニフェスト制度の利用拡大・優良認定業者の利用促進・再資源化業者の利用拡大によるリサイクル率の向上

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括管理者	所 属：松尾建設株式会社	職名：常務取締役
廃棄物担当	組織名：安全環境管理室	組織職員 14名
役割	環境保全 対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○建設副産物処理に関する検討 建設副産物の「発生の抑制」、「再利用及び減量化の促進」及び「適正処理の徹底」を基本として運営管理を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－専務取締役 ・委 員－関連部署担当者 ・事務局－安全環境管理室
	建設副産物 総括管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設副産物処理方針の策定 ○ 社内管理組織の整備 ○ 社内管理規定の策定・改廃 ○ 社内管理規定・処理マニュアルの作成 ○ 法令・行政指導内容等の周知、教育・啓発 ○ 建設副産物の処理に関する各種事項の決定、承認
	建設副産物 総括責任者 (地区・支店)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設副産物処理計画書の作成支援・指導 ○ 建設副産物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ その他関係する事項
	建設副産物 処理責任者 (作業所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設副産物処理計画書の作成 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理・記録・処理実績の報告 ○ 産業廃棄物の処理現状の確認

産業廃棄物管理組織

